

住宅宿泊事業法への対応について

平成31年3月 北海道経済部観光局民泊グループ

II. 「北海道・札幌市 民泊コールセンター」の状況

【平成30年5月30日～平成31年1月31日】

1 苦情・通報の件数（延べ数）※1

		苦情・通報件数（延べ）		
		全 道	道受付分※2	札幌市受付分
前 回 ま で 報 告	平成30年 5 月※3	3 件	1 件	2 件
	6 月	41 件	8 件	33 件
	7 月	32 件	6 件	26 件
	8 月	21 件	10 件	11 件
	9 月	5 件	0 件	5 件
	10 月	7 件	3 件	4 件
	11 月	10 件	2 件	8 件
今 回	12 月	8 件	1 件	7 件
	平成31年 1 月	4 件	1 件	3 件
合 計（5月～11月）		131 件	32 件	99 件

※1 同一住宅に関して複数の苦情・通報があった場合は、その都度、件数を計上。

※2 道は札幌市を除く保健所設置3市（函館市・小樽市・旭川市）が所管する旅館業法にかかる案件についても受け付け、各市に対応を依頼。

※3 5月はコールセンターが開設した5月30日及び5月31日のみ。

2 苦情・通報の内容及び対応状況等（道受付分（12/1～1/31）の2件）

① 住宅宿泊事業法届出住宅に関する苦情等〔1件〕

〔家主居住の実態に関する通報（届出住宅）〕

- 立入検査により、家主居住の実態が無いことを確認。当該事業者に対し改善指導を実施。当該事業者から所要の改善措置（住宅宿泊事業者への委託）を講じる旨の計画書が提出された。

② 無届出・無許可営業の疑いの通報 〔1件〕

- 道保健所において、現地調査を実施し、届出書の提出に向けて準備中であることを確認した。